

各 位

一般社団法人千葉県LPガス協会

コロナ禍における事業継続に向けた取組みについて（お願い）

この度に、新型コロナウイルスの感染急拡大を受け、改めて、次のことをお願いいたします。
なお、一般社団法人全国LPガス協会の取組みの強化についての文書をご確認下さい。

- 1 会員は、新型コロナウイルスに被災した場合には、本部へ報告して下さい。
※詳細は、当協会ホームページ（報告・申請書類）をご参照下さい。
- 2 LPガス事業者は、生活に欠かせないエネルギー事業者としてライフラインの一翼を担っている
ので、安定供給に努める責務を負っていることを認識しましょう。
- 3 会員は、新型コロナウイルス対策として次の方針を遵守しましょう。

新型コロナウイルス対策基本方針

- 1 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和4年1月25日）を遵守する。
- 2 3密を避ける。（「密閉」「密集」「密接」）
- 3 不要不急の外出をしない。
- 4 顧客と面談する業務（顧客勧誘業務等）は、行わない。
保安業務のうち、1号及び6号業務は感染防止対策を講じたうえで実施する。
また、4号及び5号業務は、「消費者から拒否された場合」と同様、実施できなかったことを必ず
記録に残して下さい。
※ なお、法定業務は、免除されていないので収束次第、実施する。
- 5 LPガス安定供給事業は、継続する。（我々は、ライフライン事業者である。）
 - ・ 配送（輸送）に係る従業員、車両、貯蔵施設、事務所の衛生管理に努める。
 - ・ お客様先、供給設備、貯蔵設備に触れる場合には、直接触れない。
 - ・ 手袋・マスク着用、手洗い励行等衛生管理を行う。
 - ・ 自社が被災した場合の準備（BCP策定）をする。※下記①のガイドラインを活用下さい。
※特に、従業員等が被災した場合でも配送等の業務を継続できる体制をとって下さい。
※オミクロン株陽性者との濃厚接触者について、待機期間を最終曝露日から10日間にする旨、ま
た、自治体の判断により社会機能を維持するために必要な事業に従事するもの（LPガス等）に
限り、10日を待たずに検査が陰性であった場合、待機期間を短縮することが可能となる旨の通知が
発出されていますので、所属の自治体に詳細内容をご確認ください。※下記②参照

<関連資料：当協会HP（全L協からのお知らせ）掲載>

- ①「LPガス販売事業者等における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン第3回改訂（R4.1.25）」
- ②「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応（R4.1.25）」
- ③「コロナ禍における事業継続に向けた取組の強化（R4.1.25）」